第8号様式(ポスター掲示場の様式)(第10条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 何選挙ポスター掲示場注意一　この掲示場は、当該選挙の候補者以外の方は使用できません。二　ポスターは、立候補届出の受付番号と同一の番号の区画の中にはって下さい。三　掲示場をこわしたり、ポスターを破ったりすると罰せられます。御杖村選挙管理委員会 |

備考1　区画線の幅は、1センチメートル～2センチメートルとする。

2　ポスターを掲示する区画は、縦・横42センチメートル以上とする。

3　ポスターを掲示する区画は、2段又は3段に配列する。

4　区画の中に付す番号は、アラビヤ数字を使用する。